

見附市告示第64号

見附市市民活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市市民活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市市民活動支援補助金交付要綱（平成17年見附市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「過半数」を「3分の1以上」に改める。

第5条中「補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする」を「補助金の額は別表5に定めるとおりとする」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) から (3) まで 削除

第5条に次の2項を加える。

2 補助対象経費は、補助対象事業による収益及び国、県等他の制度による助成金を除いた額を基準とするものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表4の次に次の1表を加える。

別表5

区分	補助率	補助上限額
サポート事業	3分の2	10万円
ステップアップ事業（ソフト）	1年目及び2年目 (1) 対象経費の額が10万円を超えない場合 対象経費の額に相当する額 (2) 対象経費の額が10万円を超える場合 対象経費の額から10万円を減じた額に100分の50を乗じて得た額に10万円を加算した額	1年目及び2年目 15万円

	<p>3年目か (1) 対象経費の額が5万円を超え ら5年目 ない場合 対象経費の額に相当す る額</p> <p>(2) 対象経費の額が5万円を超え る場合 対象経費の額から5万円 を減じた額に100分の50を乗 じて得た額に5万円を加算した額</p>	<p>3年目か 10万 ら5年目 円</p>
ステップアップ事業 (ハード)	2分の1	5万円

様式第1号中「平成」及び「印」を削り、「見附市長 様」を「(宛先) 見附市長」に改める。

様式第2号中「平成」を削る。

様式第3号中「平成」を削り、「見附市長 様」を「(宛先) 見附市長」に改め、「印」を削る。

様式第4号中「平成」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。